

○ 総務省  
経済産業省 告示第三号

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第十八条第二項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成十七年十二月二十七日

総務大臣 竹中 平蔵

経済産業大臣 二階 俊博

- 一 名称 財団法人日本適合性認定協会
- 二 変更後の住所及び調査の業務を行う事務所の所在地 東京都品川区東五反田一丁目二十二番一号
- 三 変更年月日 平成十七年十月二十九日